

文部科学大臣 様  
経済産業大臣 様

## 福島県内全域・全県民の「自主的避難等に 係る損害」等の確実な賠償に関する緊急要望

平成23年12月22日

福島県原子力損害対策協議会	会長	福島県知事	佐藤 雄平
福島県市長会	会長	福島市長	瀬戸 孝則
福島県町村会	会長	西郷村長	佐藤 正博
福島県南会津地方町村会	会長	檜枝岐村長	星 光祥
福島県会津耶麻町村会	会長	北塩原村長	小椋 敏一
福島県両沼地方町村会	会長	柳津町長	井関 庄一
福島県東白川地方町村会	会長	棚倉町長	藤田 幸治
福島県西白河地方町村会	会長	西郷村長	佐藤 正博
福島県市議会議長会	会長	いわき市議会議長	蛭田 克
福島県町村議会議長会	会長	平田村議会議長	木田 武一
福島県南会津地方町村議会議長会	会長	檜枝岐村議会議長	星 哲二
福島県会津耶麻町村議会議長会	会長	磐梯町議会議長	穴澤 保
福島県両沼地方町村議会議長会	会長	三島町議会議長	角田 伊一
福島県東白川地方町村議会議長会	会長	塙町議会議長	鈴木 道男
福島県西白河地方町村議会議長会	会長	泉崎村議会議長	中野目正治

# 福島県内全域・全県民の「自主的避難等に 係る損害」等の確実な賠償に関する緊急要望

平成23年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会において、「中間指針追補」が取りまとめられ、「自主的避難等に係る損害」の範囲が示されたが、県南、会津、南会津地方の市町村が対象外とされ、本県の被害の実態を全く反映したものとはなっていない。

原子力発電所事故の発生以来、「福島」というだけで敬遠の的となり、子どもたちの転出・転校先での差別や県外宿泊施設等の利用拒否、福島県ナンバーの自動車への差別的行為など、萎縮した中での生活を余儀なくされた上、福島県産品の忌避など本県に対する風評被害が今もなお県内全域、あらゆる分野で現実には生じており、全ての福島県民が将来にわたる大きな心の傷を負ったことは紛れもない事実である。

「中間指針追補」の対象外とされた市町村においても、学校での屋外活動の制限や放射線被ばくへの不安による生活費の増加など、様々な損害を被っていることは明らかである。

( 要望書別冊『福島県「県南・会津・南会津地方の市町村」で生じている「自主的避難等に係る損害」の実例』を参照)

また、避難等指示区域の見直しに伴い、住民の帰還等に向けた具体的な取り組みが進められていくことになるが、「財物価値の喪失・減少等に伴う損害」については、いまだに損害の範囲の詳細な類型化や算定基準の考え方が明確に示されておらず、賠償がまったく行われていない状況にある。

国は、こうした実情をしっかりと受け止め、福島県民一人一人の被害の実態を踏まえた十分な賠償が迅速かつ確実に行われるよう、「指針」に明確に反映させることはもとより、国が主体となった被害者救済を行うなど、原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、国としての責任を最後まで果たすべきである。

よって、200万人福島県民の総意として、下記についての早急な対応を強く要望する。

## 記

### 1 県内全域・全県民の「自主的避難等に係る損害」の「指針」への反映

- (1) 精神的苦痛や自主的避難に伴う費用、生活費の増加費用など、県民それぞれの被害の実態を踏まえ、「自主的避難等に係る損害」が県内全域・全県民を対象に確実に賠償されるよう、「指針」に明確に反映させること。
- (2) 被害の実態に見合った十分な賠償が確実に行われるよう、適切な賠償期間を確保すること。

### 2 「財物価値の喪失・減少等に伴う損害」の類型化等

避難等指示区域の見直しや除染の状況等を踏まえ、避難等指示区域外を含めた損害の具体的な類型化を進め、更に詳細かつ明確に「指針」に反映させるとともに、国が全責任を持って主体的に、財物の賠償範囲、算定基準等の全体像や請求・支払いの時期等のロードマップを早急に示すこと。

### 3 「原子力被害応急対策基金」による被害者救済の早急な実施と十分な財源の確保

- (1) 原子力発電所事故により深刻な影響・被害が生じているものの、現行の枠組みによる個別の賠償では解決されないものについては、「原子力被害応急対策基金」の活用によって、国が主体となった被害者救済を早急に行うこと。
- (2) 東京電力による損害賠償及び国が主体となって実施する救済に必要な十分な財源を確保すること。

### 4 東京電力に対する指導等

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを東京電力に深く認識させ、「指針」への具体的な反映を待つことなく、「中間指針追補」で「自主的避難者等に係る損害」の対象にならなかった県南、会津、南会津地方の市町村への十分な賠償を確実に行わせること。
- (2) 被害者それぞれの個別具体的な事情による損害について、柔軟かつ迅速な対応をさせるとともに、被害者の置かれている厳しい実情を十分に踏まえ、誠意を持って全ての賠償請求を受け付け、速やかに支払いを行わせること。